

一般財団法人沖縄県剣道連盟少年剣道教室規程

(目的)

第1条 この規程は、正しい剣道の修練に基づく少年剣道の普及発展を図るため、本連盟の指導を強化することにより県内各地における少年剣道指導の水準を高め、加えて、少年の参加する本連盟主催の剣道大会、審査会その他の行事における参加者の安全の確保と行事の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) この規程で「少年」とは、小学生（学齢に達しない児童を含む。以下同じ。）及び中学生をいう。
- (2) この規程で「少年剣道教室」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう学校以外の団体で、主として少年を対象に剣道を指導するもの及び財団法人日本剣道道場連盟の加盟団体である剣道道場をいう。

(連盟行事への参加)

第3条 本連盟の主催する大会、審査会その他の行事に参加する者は、原則として、この規程に基づき本連盟に届出をした少年剣道教室（以下「少年教室」という。）に所属する者でなければならない。ただし、本連盟の加盟団体の会員及び前条第2号の学校において「部活動」として剣道を修業する高校生及び少年はこの限りでない。

(届出)

第4条 少年教室の本連盟への届出は、別紙「少年剣道教室届出書」（様式第1号）によるものとする。

(年度及び臨時報告書)

第5条 前条の届出をした少年教室は、毎年3月中に、別紙「年度報告書」（様式第2号）を提出するものとし、同報告書の記載事項を変更すべき事由が生じた場合及び少年教室が解散した場合は、その事由若しくは解散があった時から一ヶ月以内にその旨報告するものとする。

附則

この規程は、平成28年6月27日から施行する。

